

③「当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合」

送信を防止する措置は、表現行為に対する重大な制約となりうるものであるため、措置の目的に照らして必要な限度において行われたものであることを、損害賠償の責めに任じない場合の要件とするものである。

具体的にどのような場合に「必要な限度」を超えていると解されるのかは一概には言えないが、例えば、問題とされている情報が一部であり、当該情報のみの消去が可能であるにもかかわらず、当該情報の発信者が作成し、記録した情報をすべて消去する場合や、特定電気通信役務提供者が故意に他人の権利を侵害するとされる情報を隠匿する目的で複製をすることなく論理的に消去した場合などは、必要な限度を超えているものと解されることとなろうⁱ。

「不特定の者に対する送信」としているのは、特定電気通信では、流通する情報が不特定の者により受信されうるからこそ、権利の侵害の拡大が問題となっているものであることから、権利の侵害を防止するために必要な措置として求められるのも、不特定の者に対する送信が防止されることであって、特定の者に対する送信が行われることをも防止したりすることまで含まれるものではないことを明らかにするためである。

④「賠償の責めに任じない」

「賠償の責めに任じない」とは、民事上の賠償責任が生じないことである。すなわち、不法行為責任や債務不履行責任が生じないことをいう。第1項におけるのと同様である。

なお、本項では、特定電気通信役務提供者の刑事責任は、対象としていない。違法でない情報を違法情報であると誤認して送信を防止する措置を講じたことによって特定電気通信役務提供者が問われる可能性がある刑事上の責任としては、当該措置を講じたことによる業務妨害が考えられるが、誤って措置を講じたこと（過失）により業務妨害に問われることはないこと等によるものである。

⑤ 要件（第1号）

特定電気通信役務提供者がある情報の流通により他人の権利が不当に侵害されると信じてその情報の送信を防止する措置を講じた場合について、結果としてその情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていなかったときであっても、通常の注意を払っていたとしてもそう信じたことが止むを得なかったときには、特定電気通信役務提供者の賠償責任を免除することを規定するものである。

(i)「権利が不当に侵害されている」

ⁱ このように規定しているのは、その情報やその情報の流通に関する情報に証拠として意味がある場合があることにも配慮したものである。